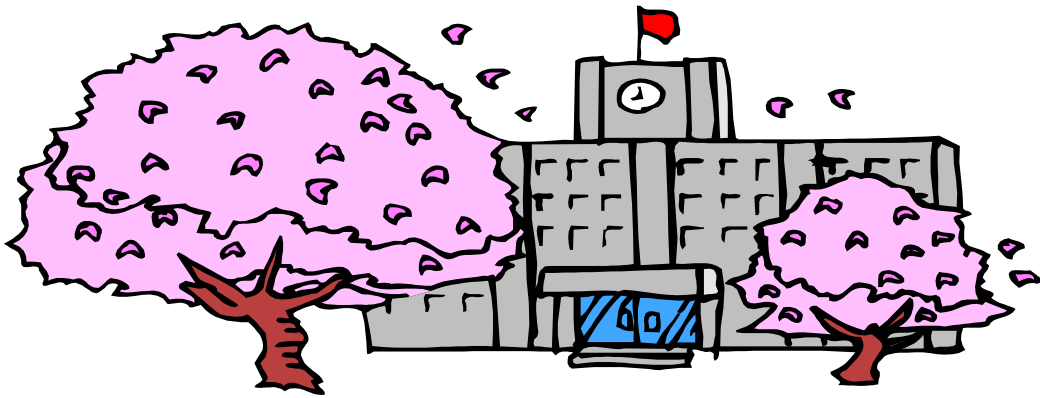


保存用

# P T A 規 約



## 横浜市立白幡小学校

このP T A規約は、白幡小学校P T A会員である間、お手元に保管をお願いいたします。規約改訂が行われた場合にのみ新しいP T A規約を再配布いたします。

最終改訂 2020年5月

# 横浜市立白幡小学校PTA規約

## 第1章 名称及び事務所

- 1条 この会は、白幡小学校PTAという。
- 2条 この会は、事務所を白幡小学校に置く。

## 第2章 目的及び活動

- 3条 この会は、保護者と教職員とが協力し、家庭と学校と地域における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 4条 この会は、第3条の目的をとげるために、次の活動をする。
  1. よい保護者、よい教職員となるように努める。
  2. 家庭と学校と地域との緊密な連絡によって、児童の生活指導をする。
  3. 児童の生活環境をよくし、安全確保に努める。

## 第3章 方針

- 5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
  1. 児童の教育ならびに福祉と安全のために活動する他の団体及び機関と協力する。
  2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
  3. この会、または、この会の役員の名で、公私の選挙候補者を推薦しない。
  4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

## 第4章 会員

- 6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
  1. 本校に在籍する児童の保護者。
  2. 本校の教職員。
- 7条 この会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

## 第5章 会計

- 8条 この会の会費は、各家庭月額420円とする。
- 9条 この会の活動に要する経費は、会費とその他の収入によって支弁される。
- 10条 この会の会費の使途及び経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 11条 この会の決算は、会計監査を経て、次年度の総会に報告され、承認を得ることとする。
- 12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役員

13条 この会の役員は次のとおりである。

会長	1名	副会長	2名以上
書記	3名（1名は教師）	会計	3名（1名は副校長）

役員は、他の役員または会計監査委員を兼ねることはできない。

但し副会長については、必要に応じて3名以上とすることができる。また書記・会計については、2名以上とすることができる。

14条 役員を選出は推薦委員により行われ、会員の承認を得て役員就任とする。

15条 役員任期は1年とし、再選を妨げない。ただし、同一役職については、3年までとする。

16条 会長は、次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会を召集する。
2. 校長とともに、各委員会の正副委員長及び委員を委嘱する。
3. 運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。

17条 会長及び校長は、会計監査を除くすべての集會に出席して意見を述べることができる。

18条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

19条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信、その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

20条 会計は、次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 新年度の総会において、会計監査を経た決算報告をする。
3. この会の財産を管理する。
4. 予算の立案について協力する。

21条 相談役を設ける。

1. 前年度 副会長より1名及び書記より1名を置くこととする。
2. 新役員補助業務を主とし、月1回施行される役員運営委員会に於いては4月の第一回目と10月の前期終了会へ出席する。  
但し、本部役員会に於いては3月の第一回目に参加。
3. 任期は新年度4月より10月の前期6か月間とする。

## 第7章 会計監査委員

21条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

22条 会計監査委員の選出は、14条と同じ方法である。

23条 会計監査委員は、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。

24条 会計監査委員の任期は、原則として1年とする。

## 第8章 推薦委員会

25条 役員及び会計監査委員の候補者を推薦するときには、推薦委員会を置く。

26条 推薦委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。

27条 推薦委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第9章 総会

28条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

29条

1. 総会は、定期総会及び、臨時総会とする。定期総会は各年度1回、原則として5月に開催する。  
臨時総会は、運営委員会が必要と認めたときまたは、会員の十分の一以上の要求があったときに開催する。
2. 総会は、原則として会議により開催し決議するが、災害時などの緊急事態のため会議を開くことが出来ないなどの止むを得ない場合には、学校ホームページやウェブを利用するなど、事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かず書面決議を行うことができる。
3. 事前に運営委員会が定めた方法による場合には、書面又は電磁的方法による議決権行使ができる。

30条 総会は、委任状を含めて、会員の四分の一の出席（書面又は電磁的方法による議決権行使者も含む）をもって成立とする。

31条 議事は出席者による議決権行使及び書面又は電磁的方法による議決権行使の過半数で決する。

## 第10章 運営委員会

32条

1. 運営委員会は、役員・校長・副校長・教務主任・常置委員会の正副委員長をもって構成される。臨時委員会のある場合には、その委員長も加わる。
2. 運営委員会は、各委員会の連絡調整を図り、年間計画及び予算案を立案し、総会に提出する議案を作成する。
3. 運営委員会は、常置委員会及び臨時委員会の活動報告をし、連絡調整を図りながら相互理解に努める。

33条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または、構成員の四分の一以上の要求があったときに開催する。

34条 運営委員会の委員の現在数の二分の一以上出席しなければ、その議事を開き決議することはできない。

35条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で可決する。

## 第11章 常置委員会及び臨時委員会・諮問機関

36条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案するために、次の常置委員会を置く。

成人教育委員会・広報委員会

校外委員会・学年委員会

上記、4常置委員会について必要な事項は細則で定める。

37条 特別な事項について、必要があるときには臨時委員会及び諮問機関を設けることができる。

## 第12章 登校班係

38条 児童の安全のため、各登校班から互選により1名ずつ登校班係を置く。必要な事項は細則で定める。

## 第13章 細則

39条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を経て定める。

運営委員会は細則を制定、または、改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第14章 改正

40条 この規約は、総会において、出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は、総会の開催までに全会員に知らせておかなければならない。

以上

平成12年	2月	一部改訂
平成16年	5月	一部改訂
平成17年	2月	一部改訂
平成18年	2月	一部改訂
平成20年	2月	一部改訂
平成20年10月		一部改訂
平成22年	2月	一部改訂
平成24年	5月	一部改訂
平成26年	5月	一部改訂
平成27年	1月	一部改訂
平成28年	4月	一部改訂
平成29年	5月	一部改訂
2020年	5月	一部改訂

# 細 則

## 第1章 役員と会計監査委員の就任

- 1条 役員と会計監査委員の就任は下記のとおり行われる。
1. 役員候補者と会計監査委員候補者の選出は、会員の投票により行われる。
  2. 推薦委員会は1. で選出された候補者の中から、最終候補者を1月末までに推薦する。ただし、学校側役員は校長の指名による。
  3. 推薦委員会は、最終候補者の同意を得て、その氏名を推薦委員会の名で会員に知らせる。
  4. 役員及び会計監査委員は、会員の過半数の承認を得ることにより就任とする。
- 2条 役員及び会計監査委員に欠員が生じたときは、運営委員会がその選出にあたり、会員に知らせ承認にかえることができる。任期は、前任者の残任期間とする。

## 第2章 推薦委員会の委員の数と選出

- 3条 推薦委員会は運営本部統括のもと、全員の互選により各学年より数名選出される。
1. 会長は推薦委員会に出席して意見を述べることができる。
  2. 推薦委員は、役員及び会計監査委員の候補者になることはできない。
  3. 推薦委員の氏名は適時公表する。

## 第3章 総会及び委員会

- 4条 常置委員会の報告、ならびに年間計画及び収支予算の審議決定は、5月総会で行う。
- 5条 臨時委員会は、その任務を終了したときに解散する。
- 6条 各常置委員会及び臨時委員会の委員は、互選により所属を決定し、会長及び校長が委嘱する。
- 7条 各委員会の副委員長のうち1名は教師とする。なお、正副委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8条 成人教育委員会  
会員の教養を高め、親睦を図るための計画を立てその実行に協力する。
- 9条 広報委員会  
会員相互の連絡を密にし、意見の交換を図り、広報活動を行う。
- 10条 校外委員会  
1. 児童の校外生活の安全確保に協力する。  
2. 会員の協力を得て地区別班活動の円滑な運営ができるようにする。
- 11条 学年委員会  
教育効果の向上を図るため、学級環境の整備ならびにベルマーク活動に協力する。

#### **第4章 常置委員の選出**

1 2 条 学年には、会員の互選によって常置委員 数名を置く。常置委員は成人教育委員会・広報委員会・学年委員会のいずれかに所属する。校外委員は各地区の登校班係から選出する。

各常置委員会は、正副委員長をその年度の委員の中から、互選により定める。ただし、再任を妨げない。また、各正副委員長は、次期正副委員長選出までは、その任にあたる。正副委員長に欠員が生じた場合は、原則として、その年度の委員より選出する。

#### **第5章 登校班**

1 3 条 登校班は次の9地区から成り立つ。

篠原台町・仲手原1丁目・仲手原2丁目・仲手原南・白幡町・白幡上町・白幡向町・白幡仲町・白楽

1 4 条 地区ごとに近隣の児童10名前後（8名から12名）で登校班を編成する。

1 5 条 各地区ごとに、登校班係から数名の校外委員を選出する。

#### **第6章 改正**

1 6 条 この細則は、運営委員会において、構成員の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。